

令和3年12月定例会

- 1 期 日** 令和3年12月22日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分
- 2 会 場** 鎌ヶ谷市役所本庁舎6階、第4委員会室
- 3 出席者** 皆川 征夫 教育長
住石 英治 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
石川 宏貴 委員
久野 義春 委員
- 4 出席職員** 狩谷 昭夫 生涯学習部長
飯塚 博文 生涯学習部副参事
柳 昌孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
関 正人 教育総務課長
岩見 健治 教育総務課主幹
岩松 昌弘 生涯学習推進課長
谷口 光儀 図書館長

5 議案事項

議案第1号 鎌ヶ谷市図書館協議会委員の委嘱について

議案第2号 鎌ヶ谷市文化財保護条例施行規則及び鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び
管理条例施行規則の一部改正について

6 報告事項

報告第1号 令和4年1月の行事予定について

報告第2号 学校の近況報告について（指導）

報告第3号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教 育 長

ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 1 2 月定例会を開会します。
本日の出席者は 5 名であります。
定足数に達しておりますので、1 2 月定例会を開会します。

また、本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、図書館長の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 1 4 条の規定により認めることとします。

本日の定例会の会議録署名委員については石川委員を指名します。
本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

本日の審議案件は、「議案事項 2 件」「報告事項 3 件」です。
よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

教 育 長

議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 1 号「鎌ヶ谷市図書館協議会委員の委嘱について」、報告第 2 号「学校の近況報告について（指導）」、報告第 3 号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 1 3 条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

議案第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

ご異議がございませんので、議案第 1 号、報告第 2 号、報告第 3 号を「非公開」といたします。

《これより非公開》

議案第 1 号「鎌ヶ谷市図書館協議会委員の委嘱について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教育長

議案第2号「鎌ヶ谷市文化財保護条例施行規則及び鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

議案第2号「鎌ヶ谷市文化財保護条例施行規則及び鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例の一部改正について」

生涯学習部長

提案理由でございますが、「鎌ヶ谷市文化財保護条例施行規則」及び「鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例施行規則」について、行政手続きにおける押印等の見直し方針に基づき、所要の改正を行うものでございます。

令和2年12月に、内閣府から押印や署名についての見直し基準が示され、本市におきましても市民の皆さんの負担を軽減し、形式的な押印を廃止しようと申請書や住所・氏名変更届につきまして、全庁的に見直しを行うことになりました。

教育委員会規則の申請書などを見直ししましたところ、先に述べました「文化財保護条例施行規則」の12件、及び「郷土資料館設置及び管理条例施行規則」の2件につきまして、申請書や住所・氏名変更届の押印欄を廃止し、このたび、教育委員会12月定例会に付議させていただくことになったものです。

教育長

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久野委員

押印とは関係のないことなのですが、第1号様式をもって「鎌ヶ谷市指定文化財に指定願いたい」ということは、この人は「文化財を持っている人」ということになりますよね。

その人が、「指定文化財に指定してください」ということで第1号様式を提出するのを受けて、第2号様式で、「指定することに同意します」という回答をするわけですね。

しかし、もし行政側が、文化財を持っている人に「文化財に指定させてほしい」とお願いする場合には、第2号様式に示す「指定することに同意します」という文言は、理屈として合わないのではないかと。

また、第11号では、「補助金の交付を受けたく」となっていますが、何の補助金なのか、どこを見ても書かれていないので分かりません。

さらに、第13号では、「補助金の交付を受けて施行した事業が完了したので」となっていますが、このあたりの関係が非常に分かりづらいものになっています。

第14号ですが、「鎌ヶ谷市指定文化財の修理をしたいのでお届けします」となっていますが、修理の費用はだれが負担するのか、第11号の補助金との関連があるのか、そのあたりが分かりづらい。ご説明いただけますか。

教 育 長

第1号と第2号については関連性について、第11号と第13号については補助金との関係、第14号については修理関係と第11号の補助金との関連について、各々ご説明をお願いしたいと思います。

生涯学習部長

鎌ヶ谷市文化財保護条例の第4条第1項に、「教育委員会は指定文化財に指定することができる」と規定されております。その規定に基づいて、指定文化財に指定する場合は、所有者は第1号様式を提出しなければならない、ということになります。

第4条第2項では、「教育委員会は予め指定しようとする文化財の所有者、保持者または権原に基づく占有者の同意を得なければならない」と記載されているので、第1項の申請を受けて第2項に基づいて出すものが第2号様式になります。

つまり、所有者から指定の申請があった場合には、市が受け、文化財審議会に諮り、そこで同意を得られれば、所有者の申請について指定文化財の指定をする、という流れです。

条例の改正ではなく、規則の改正をして様式を変更していくというかたちを考えていけばいいのですが、今回は「押印を無くす」という目的しか検討していなかったもので、押印欄を無くすだけとしています。

久野委員

押印の件と違う質問で申し訳ありません。

いずれにしても、指定については、まず所有者が市に申請する、という流れに変わりはないのですか。

生涯学習部長	所有者からの申請による場合は、「申請書を提出しなければならない」という規定ですから、所有者や保持者などが持っているものなどについては、申請の場合は、この条例に則して今後も進めていくということになります。
久野委員	「指定してください」と市のほうから言って、文化財審議会で「指定しましょう」と。そして今度は、「指定したから同意してください」というのは分かりづらいですね。
教 育 長	それについては、今後検討をしていくということをお願いします。
生涯学習部長	調べて、後日説明いたします。
教 育 長	その他についてはどうですか？ 補助金等の11号、13号については。
久野委員	それも、後日で結構です。
教 育 長	では、この次のときをお願いします。 ほかにございませんでしょうか。 それでは、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし
教 育 長	議案第2号「鎌ヶ谷市文化財保護条例施行規則及び鎌ヶ谷市郷土資料館設置及び管理条例の一部改正について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
教 育 長	以上で、議決事項を終了します。 それでは、報告第1号について報告を求めます。 報告第1号「令和4年1月の行事予定について」、事務局の説明をお願いします。

【報告事項】

報告第1号「令和4年1月の行事予定について」

(資料に基づき説明を行いました)

教 育 長

以上、報告第1号について、ご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

それでは、報告第2号「学校の近況報告について(指導)」、事務局の説明をお願いします。

《これより非公開》

報告第2号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第3号「学校の近況報告について(管理)」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教 育 長

本日の定例会における報告事項については、すべて終了いたしました。

「教育委員会12月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和4年2月2日

教育長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作成者 岩見 健治